

平成16年2月19日
農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

I 山口県における発生（第1例目）について

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行っていたところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。
- (3) その後、分離されたウイルスは、動物衛生研究所における遺伝子解析により、
 - ① 鳥由来のものと判断されること、
 - ② 香港やベトナムで鳥から本病に感染した人から分離されたウイルス株とは異なっていることが明らかになっている。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立ち入り制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。
- (2) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じているところである。こ

のうち、発生農場の防疫措置については、1月21日に完了した。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

(3) 1月15日には、専門家による会合(第2回家きん疾病小委員会)を開催し、以下のような助言をいただいたところである。

① まん延防止措置等については、

ア 当面、防疫マニュアルに沿ったまん延防止措置を徹底すること

イ 清浄性確認は臨床症状の有無を基本に実施すること

ウ ワクチンの使用については、現状では適切でないが、万一、発生が拡大した場合等に備えその備蓄を検討すること

② 感染経路の究明については、引き続き、疫学関連農場等の調査等を進めること 等

(4) 2月3日には、専門家による会合(第3回家きん疾病小委員会)を開催し、以下のような助言をいただいたところである。

① 清浄性確認については、マニュアルに基づき立入検査、抗体検査、ウイルス分離検査を進めること

② 移動制限の解除については、清浄性確認の検査結果を踏まえ、本小委員会の助言も得ながら検討すること

③ ワクチンの備蓄については、現時点で使用することは不適切であるが、万が一まん延防止のために使用せざるを得ない場合には、家畜伝染病予防法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事の指示に従い、計画的・組織的に使用することとされ、具体的な方法については本小委員会の意見を聴くこと

また、これまでの疫学調査等で感染経路として疑われるような人、車両等の出入りは確認されておらず、県内の養鶏場等にも異常がないこと等が報告された。

(5) 2月14日、移動制限区域内の養鶏農家を対象に実施した清浄性確認のための検査において、全ての鶏群において異常を認めず、また、抗体検査及びウイルス分離検査で全ての検体について陰性が確認された。

同日、山口県から、移動制限措置の期間について協議があり、農林水産省からは、2月19日午前0時までとする方向で検討中であるが、2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において確認した上で改めて連絡する旨回答した。

(6) 2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において、移動制限措置は2月19日午前0時までとすることを確認。

4 その他

農林水産省では、2月3日、移動制限期間中に出荷できない鶏卵について、鶏卵価値の減少に対する補てん（減少額の1/2）、輸送及び保管に対する補助（補助率1/2）を行う事業（高病原性鳥インフルエンザまん延防止措置緊急対策）を実施することとした。

II 大分県における発生（第2例目）について

1 発生の概要

所在地：大分県玖珠郡九重町

飼養状況：14羽（チャボ13羽、あひる1羽）

2 発生の経過

平成16年2月16日夜、管轄家畜保健衛生所から大分県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏の病性鑑定を行ったところ、2月17日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。

3 防疫対応の状況

- (1) 既に、飼養鳥は、死亡したか又は検査のため全羽処分済みである。
- (2) 初動防疫措置として、発生場所について既に部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施している。
- (3) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生場所の消毒、周辺における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じているところである。

※移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生場所を中心とした半径30km以内の区域で実施

高病原性鳥インフルエンザとは

1 本病の特性

(1) 鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスのものをいう。

鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等を呈する。

鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排せつ物等を介しても感染する。

(2) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

2 発生状況

(1) これまで、香港、中国、米国、ドイツ、韓国等世界各地で発生している。日本では、1925年以来発生はなかった。

(2) 1997～98年に、香港で人の感染が報告されたことから大きく注目。

高病原性鳥インフルエンザに係る動物検疫措置について

家畜伝染病予防法の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生国からの家きん（鶏、七面鳥、あひる、うずら及びがちょう）及びこれらの動物由来の肉、卵等の輸入を停止。なお、今般のアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家きん以外の鳥類についても、2月以降、発生国からの輸入を停止。

1 現在、輸入停止措置を講じている国等

(1) 香港	: H1 3 (2001)	5/18～
(2) マカオ	: H1 3 (2001)	5/24～
(3) イタリア	: H1 4 (2002)	10/23～
(4) 韓国	: H1 5 (2003)	12/12～
(5) ベトナム	: H1 6 (2004)	1/9～
(6) 台湾	: H1 6 (2004)	1/15～
(7) タイ	: H1 6 (2004)	1/22～
(8) インドネシア	: H1 6 (2004)	1/25～
(9) カンボジア	: H1 6 (2004)	1/25～
(10) ラオス	: H1 6 (2004)	1/27～
(11) パキスタン	: H1 6 (2004)	1/27～
(12) 中国	: H1 6 (2004)	1/27～
(13) 米国*	: H1 6 (2004)	2/7～

○ 停止対象品目

- ・生体（鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう）
- ・上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・卵及び卵製品 等

(注) 米国については、これまで、弱毒タイプのウイルスであることを確認した場合、発生州単位（本年2/6以前：コネチカット州及びロードアイランド州）での輸入停止措置を講じてきたところであるが、本年2月7日、デラウェア州で発生したことを受け、念のための措置として、米国全土からの輸入を一時停止（その後ニュージャージー州、ペンシルバニア州でも発生）

（弱毒タイプのウイルスであることが判明し、かつ、適切な防疫措置が講じられていることが確認されれば、発生州単位での停止措置に移行）。

2 過去 (H14(2002)～H15(2003)) に輸入停止措置を講じた国 (すでに停止措置は解除)

(1) チリ	: H1 4 (2002)	6月～H1 5 (2003) 2月
(2) オランダ	: H1 5 (2003)	3月～H1 5 (2003) 8月
(3) ベルギー	: H1 5 (2003)	4月～H1 5 (2003) 9月
(4) ドイツ	: H1 5 (2003)	5月～H1 5 (2003) 8月
(5) デンマーク	: H1 5 (2003)	9月～H1 5 (2003) 12月